

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（落合和之君） それでは定刻になりましたので、これより教育福祉委員会を開催いたします。

互礼をもって始めますので、ご起立をお願いいたします。

傍聴の席からもお願いします。相互に礼。ご着席ください。

それでは、小林委員長から御挨拶をお願いいたします。

○委員長（小林博文君） 午前中の部会に続きまして、審査のほう、教育福祉委員会ということで出さします。よろしくお願いいたします。

今回、請願、それから陳情について審査を行います。皆さまの忌憚ないご意見をお願いしたいと思います。

事前にちょっと、私のほうから請願者の方から資料の配付のお願いがありまして許可しておりますので、皆さんもこちらお配りしていますので、そちらも併せてご確認ください。

それでは審査のほう、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（落合和之君） それでは、これからの進行は、委員長のほうにお願いいたします。

○委員長（小林博文君） ただいまの出席委員数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

ただいまより教育福祉委員会に付託されました請願5―1、環境資源ギャラリーに関する、新廃棄物処理施設整備検討委員会の6項目の提言を、名実ともに提言通り実行させることを求める請願書を議題といたします。

協議に入る前に事務局に請願書の概要について説明させます。事務局長、お願いいたします。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） それでは、請願についての概要を説明させていただきます。

受付番号、請願5―1。

件名は、環境資源ギャラリーに関する、新廃棄物処理施設整備検討委員会の6項目の提言を、名実ともに提言通り実行させることを求める請願書でございます。

受付日は、令和5年5月12日です。

紹介議員は、織部光男議員です。

請願者は、今駒泰之様です。

請願の趣旨ですが、新廃棄物処理施設整備検討委員会により検討され、6項目の新たな提言内容に基づいて今後の検討を進めることとなったことに対し、名実ともに提言通り実行させることを求めるものとしております。

私からの概要説明は、以上です。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。

審査に入る前に、請願の提出者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、請願者より趣旨説明をお受けいたします。

それでは、請願者の今駒泰之様より請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願者（今駒泰之君） こんにちは。市政が見える会代表の……

○委員長（小林博文君） 着席で大丈夫ですので、お願いいたします。

○請願者（今駒泰之君） 市政が見える会代表の今駒と申します。本日は、私どもの請願書について説明の機会を与えていただきありがとうございます。

私たち市政が見える会は、今回の環境資源ギャラリーを巡る問題について検証する活動をしてきました。それは基本構想を巡る市の進め方があまりに不透明であり、今後の市政の在り方にも不安を覚えたからです。

昨年5月に掛川の生涯学習センターで開催された掛川の地元地区との対話集会では、200人を超える人々が参加しましたが、その多くがなぜ産廃混焼の構想が出てきたのかという疑問を異口同音に発していました。まさに、そのなぜが今回のギャラリー問題に対する市民の素朴な気持ちであると思われます。

掛川市、菊川市の行政の進め方において透明性が図られることが今ほど求められているときはありません。

市議会議員の皆さま方には、市政を厳しくチェックしていただき、透明性を確保していただきたい。そして市民にとって開かれた市政にしていくように頑張っていただきたい、そう願っています。

さて、今回の請願についてです。昨年、基本構想が白紙撤回された後、市は見直しの検討委員会を立ち上げましたが、その検討委員会によって、7月に6項目の提言が出されました。

この段落飛ばして次の段落移ります。

その6項目は、大変納得できる内容であると思われます。特に②の現施設の南側に新施設を建設するについて、ここでお話させていただきます。

基本構想では、第1優先案と第2優先案の2つの案が存在していました。第1優先案は、産業廃棄物を含む240トン炉の構想。そして、第2優先案は、一般ごみだけの120トン炉というものでした。

ただ、注目すべき点は、基本構想の第1優先案と第2優先案のいずれもが現施設を全て解体し、更地化して新施設を建て替えるというものでした。

全て壊して更地化してから新施設を建てる場合、毎日のごみは全て外部施設へと搬出されることになります。その費用は6年間で120億円かかるかとされています。

それに対して、今回の提言の②では、現施設の南側に新施設を建てることで、現行の施設の稼働を続けることができる。それによって外部搬出の経費を34億円削減できるとされています。

菊川市の長谷川市長は、見直しの検討委員会の場で、この件に触れて次のように発言されています。

稼働停止中のリサイクルプラザを一部解体し、施設稼働しながら建設をしていくことも検討したい。

ごみ処理を全量委託した場合の費用が6年間、120億程度かかるため、施設稼働しながらであれば減額するのではないか。

市民目線に立った大変意味のある発言であると思われます。しかし、これからが問題です。

3月末頃から複数の方々から情報を頂きました。それによると、市はこの提言の現施設の南側に新施設を建設するという方式ではなく、旧基本構想にあった更地化して建て替える方を水面下で進めようとしているというのです。そうすれば、ごみの全量外部委託により、6年間で120億円がかかることになります。

この情報は4か所から頂いており、信頼に値する情報であると思っています。

さらに、この情報を裏づける別の情報もたまたま耳にしました。タクマの従業員との間の話で、あと2年でタクマは終わるので、若い人は先がないからと辞めている。人が減り、仕事が大変になっているということが話題になったそうです。

つまり、建て替える間、現施設を稼働してコストを削減をするという提言の前提条件が既に不可能になっていることを意味しています。

私たちは、4月24日に両市の部課長級の職員と会談をした際に、この件について問いました。

部長の回答は、そんなことはない、検討委員会の提言どおりに進めている。方針は変わっ

ていないというものでした。果たしてこの回答は本当なのか、信じてよいのか、基本構想を巡る混乱がそうであったように、同じことが再び繰り返されているのではないか。そういう疑義が生じたことで、既に市政の透明度は大きく損なわれていると言えます。

6年間で120億円という巨額の利権が絡んでいる話です。ぜひ市議会議員の皆さまによって、こうした不透明な姿勢の在り方を改めさせていただきたいと思います。市民に開かれた透明な市政運営にさせていただくように切にお願いするものです。よろしくお願いします。

それから、添付させていただいた2枚の資料は、新検討委員会で用いられた、先ほどの34億円の差額について説明している資料です。ご参考にさせていただけたらと思います。どうもありがとうございました。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。

次に、本請願の紹介議員である織部光男議員より本請願についての内容説明、ある程度は頂いておりました。不足でありましたらお願いいたします。

○12番（織部光男君） 12番 織部光男です。私は、この請願の紹介議員になっております。この会にも参加していままでの活動、チラシ配布などを拝見しておりまして、本当に市民の立場に立った非常に立派な活動だなと私は感じております。我々、議会に対してもこの会からはいろいろ要望も上がっております。

240トンの産廃をやる、そういった基本構想が掛川と菊川の議員が集まった席で話を聞きました。組合議員の方々からも事あるごとに、ああいうことは知らなかったと。組合議会の執行部だけで決めているような発言とも受け取れるような言論はありました。

それで、菊川市議会では、組合議会においての問題点は全議員にいつでも話をして問題点を議員、共有するというようなことの改善が少し進んだとは私は考えております。

ただ、組合議員の方々が議会に出ている産廃をやって240トン。私は一般質問でも副市長に質問しました。西方との協定書がありながら、なぜこのような基本構想が出てきたのかと。知らなかったのかと言ったら副市長は知っていたと言いました。じゃあ、なぜこれが出てきたんだと、いろいろと答弁はしましたが、私には詭弁としか感じ取れませんでした。

やはり、今回のこのギャラリーの問題については、このような双方の議会の問題もあります。組合議会というものの在り方を問うと、そういったこともこの請願の中には含まれる内容だと私は思います。

1,200万の補正予算を組んで検討委員会がつくられ、そしてその6項目というものが出てきたわけですね。これを私たち議員も、組合議員の方も、執行部も必ず守ってほしいと。税金

である1,200万を使って基本構想がまともなものであれば、これは要らなかったお金です。そして、この6項目を守らないとなれば、この1,200万は無駄になります。

私はそういったことから、この請願について、我々、教育福祉委員会に任されました。反対理由は、私は何もないと思います。市民のために、市民の会のこの方たちがこうしてほしい、これを守ってほしい。なぜそう言うか。それは過去に過ちがあったからです。二度と過ちを繰り返さないように、私たち議会としてもこの請願を受け入れるべきだと私は思います。以上です。

○委員長（小林博文君） 賛成反対については、後で協議がありますので、今、あくまでも請願の内容についての趣旨説明に徹していただきたいと思いますが、以上でよろしいでしょうか。

○12番（織部光男君） はい。

○委員長（小林博文君） それでは、ただいまの説明について請願者の方、それから紹介議員からの説明もありました。附則の資料も頂いております。それから併せて請願も出ておりますが、この中で質疑のある方は挙手をして発言をお願いいたします。10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） 10番 赤堀です。ご苦労さまです。

最初出された請願、6項目、これは決められたことで確実に守っていく。私たちも監視しなければならないと思って今日臨んだら、途中でどうも話が違っているような、今やっているのを潰して建て替えるような話がどっかから聞いたって。それを私は、初めて今日聞いたもんですからね。ちょっと……

○請願者（今駒泰之君） はい、私たちも最初聞いたとき非常に驚きまして、複数、幾つかの具体的に4つのソースで確かな知らせ方というか、そういうことがあるよということで耳にしました。

それはちょっと今、具体的には明かすことはできませんけれども、ですからそれは確かかどうか、それは私がというよりもぜひ議員の皆さま方にそういうことも調べていただきたいと思います。

○委員長（小林博文君） 質疑は終わりました。再質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小林博文君） よろしいですか。ほかに。

○15番（内田 隆君） 関連でいいですか。

○委員長（小林博文君） はい、関連で。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 今のお話ですと、4か所、複数っていう数が多分4か所で該当するんじゃないかなと思うんですけど、やはり我々も今のところ聞いている話からは全然この話は聞いていないもので、やはりその情報源を出していただかないと確認のしようがないと思いますので、ぜひこういうことがこのところから発生している。タクマについてもやはり今のところ、確かにタクマの時点ではやめるって言っていたんですけども、切り替えをして進めてくる過程の中でタクマ以外はないだろうということの中で多分、お話をされているんじゃないかなと思いますけどね。ですから、それも2年で終わるっていうような話を、これはタクマとはっきり分かっていますのでタクマのほうに聞きます。ですから、今の4か所についてぜひ情報開示していただきたいと思います。

○委員長（小林博文君） いかがでしょうか。

○請願者（今駒泰之君） できる範囲でよろしいですか。現在のギャラリーの所長とある議員が話したときに、やはり、そういう事実はあるということを聞かれています。ですから、ギャラリーの所長、二村所長ですか、確かめていただけたらと思います。それ以外のはご容赦ください。

ただ、そういうことも含めて、我々、市民の立場であると本当に情報を得るっていうのは、なかなか大変なことあるものですから、ぜひぜひ市議会議員の皆さまのお力で、そういう情報をまた私たちにもぜひ開示していただけたら助かります。

○委員長（小林博文君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。当事者、要するにギャラリーそのものを運営している所長ですのでね。ここから情報を得たというと非常に我々も、もしそういうことがあるなら当然、二市の議会へも執行部へも話があってしかるべきだというふうに思っていますので、もしそういうことがそこから出たと言ったら、もっと民間のそこから出たということであるなら、ちょっとどうなのかと思いますけど、そこが確かだということになるなら、少しそこは、我々が確認するしかないのかなと思いますね。

○請願者（今駒泰之君） 私が例えばそこに行っても教えてくれる情報じゃないので、ぜひ確認していただけたらと思います。そして我々にも情報を流していただけたらと思います。

○委員長（小林博文君） ほかにありますか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。私もこの環境資源ギャラリーこと、市民のもっと発信してほしいよというような声も頂きまして、私もホームページのほうに情報とかまとめさせていただいているんですけども、それで、今ちょっとお話を聞いていて思った、ひとつ思

ったんですけども、今回、請願の一番のポイントになっている……

○請願者（今駒泰之君） ②の項目ですか。

○1番（渥美嘉樹君） 南側に新施設を新設するっていうのが最大のポイントじゃないかなと思うんですけども、これ請願もそうですけども、検討委員会の提言書にも書いてあるんですけども、南側に新施設を建設することを基本とするということで、あくまで絶対これだよっていうことでもないのかなあとは私も見ていて思いました。

その中で、菊川市議会も担当課のほうから組合の状況っていうのを報告いただいていたしまして、その報告書は現施設、南側に申請施設を建設するということを基本とすると書いてあるんですけども、その後に、ただその安定的なごみ処理と費用対効果を実行して選択してくよということも書いてあるので、もしかしたら、今おっしゃったこととか、不透明な方から情報があったというのは、もしかしてそういう別の可能性も検討しているっていうことなのかなあとは思ったんですけども、その上で、ちょっとお聞きしたいのが、南側っていうお話があるんですけども、例えば、これ何らかの理由で検討していく中で、もしかしたらもっと別の方法のほうがよりいいんじゃないかっていう議論も可能性としてはあると思うし、あと検討委員会の提言書では、その可能性を排除していないことは思うんですけども、その上でもやっぱ絶対南側じゃなきゃいけないのか、そこは議論の余地があるのか、そこはちょっとお聞きできればと思うんですけども。

○請願者（今駒泰之君） 1つはですね、コストの面で去年の開かれた検討委員会では、やはり去年、コスト比較をして、こちらのほうがコストが34億ですか、削減できるという、それは菊川市長、発言を評価してなさっていたところだと思います。それが1つ。

それからもう1つは、その附帯状況で、もし老朽化があってなった場合には、検討しなくはいけないということがあると思うんですけど、であれば、それをもっとオープンに、うわさで我々が聞くような状況でなくて、もっともっとオープンにそれは言論していくべきだと思います。それが1つ。

それからその附帯状況についても、7月に出された教育委員会の原案と10月に掛川市の広報で出された内容がかなりその附帯状況の部分が大きくなっているんですね。その辺の変化というのは、普通に市民が見る目であまり微妙だと思うかもしれませんが、こうして検証していくと、その附帯状況のつけ方がちょっと、後づけと言いますか、不透明な部分があるなと感じています。それでこうした今回のようなうわさでそういう話が出てきている。

あと、なおかつ決定的なのは、もうタクマが撤退するという話がそれに付随して最近、う

わさで耳にしたもんですから。最初っからではもう南側に建設するというのは最初っからなかったのかという、そういう疑義も発生しているわけですね。それはここで断定するわけはありませんけれども、ぜひそうしたことも、そうした不透明さを議員の皆さまに解消していただければ、それは私たちの一番の願いであります。よろしいでしょうか。

○1番（渥美嘉樹君） よく分かりました。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。再質問ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。ありがとうございます。

請願の一番最後の、名実ともに提言どおり実行させることを求めますというのは、議会に対していただいたと思っていいのでしょうか。その執行部のほうにしてくださいという……

○請願者（今駒泰之君） 議会の、議会に対して。

○13番（倉部光世君） 執行部にしてくださいではなく、我々がチェックをしっかりしてくださいということでしょうか。

○請願者（今駒泰之君） はい。

○13番（倉部光世君） 分かりました。

○請願者（今駒泰之君） ぜひお願いします。

○委員長（小林博文君） そのほかにありますか。

ちょっと私から1つ。頂いた資料のほうには、6項目についてかなり簡略されているんですが、こちらの請願のほうは、正式なものと照らし合わせたら合致しています。

○請願者（今駒泰之君） 元がこれ。私のほうで話すためのものだったので。そういうことです。

○委員長（小林博文君） その辺がね、先ほど出ました、渥美委員もおっしゃっていましたが、今なんかはね、南側に建設するということで書いてあるんですが、基本とするって、望ましいってこと。基本、検討するということも書かれています。こちらの請願同意書も整備ということで、これについて進めてほしいということでしょうか。

○請願者（今駒泰之君） はい。

○委員長（小林博文君） そのほか皆さまからありますか。質疑ですよ、質疑ですよ、いいですか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 南側に建設するという予定だと、タクマはあと2年で終わるのでという文面がありますが、実際には南側に建設するとなれば、タクマはあと何年、必要になるのでしょうか。

○請願者（今駒泰之君） 建築完成まで並行して操業するということですので、建築課は6年もしくは7年の予定で書かれていると思います。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。委託契約ということになって、こういう大きな事業ですとね、1年前にそういう話を出すということではないと思うんですね。組合議員であった内田議員でしたら分かると思うんですけども、やはり、そういったことを前もって執行部がタクマに対して話をしておくべき事案だと私は思うんですけどね。やはり、市民の皆さんもそういうふうに理解しているのでしょうか。

○請願者（今駒泰之君） 4月24日に、市の部課長級と会談をさせていただいた際に、タクマとの契約についても聞きました。そしたらタクマとの契約は1年ごとなので、単年度ごとなので、半年前でないと契約はできない。だから2年後以降のことはまだ決まっていないという回答でした。

ただ、今、織部氏がおっしゃたように、延長についての話ですので、その辺がしっかりとなされていないということについては、やはり、ぜひ市議会議員のほうから聞いていただきたいところだと思います。

○12番（織部光男君） ありがとうございます。

○委員長（小林博文君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小林博文君） よろしいですか。それではありがとうございました。

では、請願者の方は、請願席からは外れていただきます。傍聴をされるようであれば、諮問席でも大丈夫ですのでお願いいたします。

○請願者（今駒泰之君） 分かりました。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。すいません、議員含め、傍聴者の方にお知らせいたします。

携帯電話等は電源をお切りになるかマナーモードで。議会の支障とならないようお願いいたします。

じゃあちょっと、執行部からの意見を聞きます。少々お待ちください。よろしいでしょうか。準備のほうはいいですか。

○（ 君） はい。

○委員長（小林博文君） 続きまして、環境推進課より環境資源ギャラリーに関する、新廃棄

物処理施設整備検討委員会の6項目の提言書の現状について説明をお願いいたします。

初めに、鈴木生活環境部長、挨拶をお願いします。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。今、委員長からございましたように、現状についてお答えをしたいと思います。

出席の、よろしいでしょうか。

本日、出席ですが、私、生活環境部長でございます。環境推進課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 赤堀です。お願いします。

○生活環境部長（鈴木和則君） 環境推進係長。

○環境推進係長（中畠君） 中畠です。よろしくお願いします。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部の連携調整室になります。

○生活環境部調整室（岩堀君） 岩堀です。よろしくお願いします。

○生活環境部長（鈴木和則君） 本日よろしくお願いします。

現状について、私のほうが引き続きお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これまでの経過を少しおさらいの部分もありますが、そういったところも含めてお話をさせていただきます。

昨年の7月24日、第6回目の新廃棄物処理施設の整備検討委員会におきまして、検討委員会から検討結論ということで両市に提出がされました。

検討結論として提言された項目、6項目で、内容は請願書にご記載のとおりでございます。

その後、両市におきましては、提言書の検討結論を受けまして、それぞれ市の考え方を定めて、本市におきましては8月の5日、議会勉強会を開催をしていただき、整備方針に係ります市の考え方についてご説明を申し上げました。

また8月の19日には、市議会の全員協議会を開催していただきまして、本市の整備方針をご説明申し上げ、その6項目については、皆さまから特段の反対意見はありませんでした。

議長のほうからは、市の考え方に議会として同意するというような決定をさせていただいたというようなまとめを最後に頂いており、市の方針として議会のご了解を頂いたものというふうに考えております。

両市それぞれに整備方針の決定を受けまして、9月の21日、この日には衛生施設組合の全員協議会が開催をされました。組合として関わる5項目について新廃棄物処理施設の整備方針ということが報告事項として諮られまして、組合議会においても了承を頂いたところであ

ります。

なお、6項目の6項目目に、さらなるごみ減量についての項目がございますが、こちら両市が取り組む項目ということになりますので、両市においては6項目で枝分かれをしておりますが、組議会においては、整備方針の内容については5項目となっております。

今回の請願内容の6項目に関する、その方針決定に至る経緯については、以上でございますが、まず組合において整備方針が決まりましたので、整備に向けて検討がそこからスタートしたということになっております。

その後については、組合におきまして、前年度ですね、令和4年度、それから5年度の2か年で整備基本計画の策定業務が昨年の12月に着手をされまして現在進められております。その業務仕様書の中におきましては、先ほど申しました整備方針の5項目が計画の基本方針として示されておりますので、それに基づいて現在、進められている、現在に至っているというところでございます。

したがいまして、組合において提言内容に基づきまして検討が進められているということを本市としては確認しておりますので、そのことを本日、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 環境推進課の説明も含めて今の説明ということでよろしいでしょうか。

○生活環境部長（鈴木和則君） はい、以上です。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について質問のある方は挙手の上、ご発言ください。12番 織部光男議員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今、5項目、方針どおりという回答でしたけども、請願の趣旨説明をお聞きになっているかどうか分かりませんが、これはいっています。

○生活環境部長（鈴木和則君） 資料は頂きました。

○12番（織部光男君） 見てくれてはいます。ああ、そうですか。見ていただいているということですので、この市政が見える会の心配ごととしましては、更地して建て替える方針を水面下で進めようとしているというような記述があるんですね。今の部長の説明ですと、方針どおりということですけども、これは全く非のないところで考えていいんでしょうか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。先ほど、それこそ控え室にいる際に、今、議員がおっしゃられたこの書面については拝見をしました。手元にもあります。私どもとす

れば、これ今、皆さんお持ちでしたら、この中でお話をしますが、一番最後の段落に、4月の24日に、両市の部課長の職員と市政が見える会の皆さんと少しお話をしたタイミングがあるんですが、そこで掛川市の部長が回答したことが載っておりますけれども、それ以外の回答がないものですから、今いろんなことの想定、想定と言いますか、話があるようだけれども、私どもとすれば、ここで一番最後に書かれている内容以外のことはございません。

以上です。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。趣旨説明の中に執行部のほうの長の意見、これは掛川にも請願が出されて、今日の午前中には本会議での趣旨説明が行われています。その議員、町会議員と執行部のそういったところでの話の中でもそういう言葉を聞いているということなんですけども、全く菊川市の執行部は聞いていないということですか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。今、議員がおっしゃったのは、この趣旨説明の2枚目のところで言う、2ページ目と言うんですか、そこで言うどの部分を指しているか、すいません、ちょっと具体的に。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男議員。

○12番（織部光男君） 2枚目の真ん中辺りにある更地にして建て替える方針を水面下で進めようとしているという。このことなんですよね。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。今、衛生施設組合のほうで、先ほど自分が申しましたように、基本計画という策定を進めている中で、いろいろ細かく言えばいろんな仕事を進めています、私どもが組合と会話する、あるいは掛川市さんと会話する中で、当然ここで言われているようなことの更地にして建て替えるっていう話はございません。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。よろしいですか。

○12番（織部光男君） とりあえず。

○委員長（小林博文君） そのほか質疑ありますか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。何点かお伺いしたいんですけども、まず去年、全員協議会、菊川市のほうの全員協議会のほうで方針をお聞きしたんですけども、その際に（3）で現施設の南側に新施設を建設することを基本とする。

その後に、その際、新施設が完成するまでの間、現施設の使用を続ける。あるいは、積替え施設として使用し、ごみを外部搬出するかについては、安定的処理と費用対効果を熟慮して選択するものとするというようなご報告を頂いたんですけども、なんで南は基本とはしているんですけども、それ以外の可能性というのも言及されているという解釈なんですけども、その中で、これについて現時点の最新の審議状況というかというのと、あとは、先ほど請願の中で一番のポイントになっているという外部搬出という選択をするとコストが下がってしまうんじゃないかっていうような心配がね、1つのポイントになっているんですけども、そういった外部搬出のコストってのが、そういうのと捉え方、この積替え施設として外部搬出することによるそのコストの増加っていうのはどういう考え方なのかっていうのを伺えればと思います。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。まず今、菊川市議会における全員協議会での説明の内容として3つ目のっていうお話。その3つ目の内容については、9月21日に組合議会においても諮られた整備方針のところに載っている内容になりますので、組合議会において諮られて了承いただいていることとしてお答えしますが、まずここで書かれていることは、もう文字どおりなんで、現施設の南側に新施設を建設することを基本とする。その際には、新しい施設が完成するまでの間に、現施設、今の施設でリサイクルプラザのところが稼働していませんので、そこをうちの市長も少し触れたりしたのは、そこを少し取っ払えれば面積が取れて南側に、従来、建設がうまくできないかもしれないっていうところが取れる。さらにその120トン度の大きさであればそこに可能ではないかっていうのを確か、検討委員会の2回目か3回目にかけてそんな話も出て議論がされてきた。そのこのところを踏まえて、1つの整備方針、結論としてここに書かれているのは、支援施設が完成するまでの間に稼働、いわゆるあの施設そのものをずっと稼働し続けるか、あるいは状況によっては、もちろん止まってしまったりっていう安定差がないところもあるもんですから、それはもう状況によってだと思うんですけど、積替え施設ということで、施設は残っているんですけど、積替え施設ということで、外に出すための、そういう機能を持たせるっていうことをここに書かれている。積替え施設として使用をしてごみを外に出すかどうかについては、まず確実にやらなきゃならいけないのは、安定的なごみ処理、それと費用の面が非常に重要ってことをしっかりと考えて、この先の取る方法は考えていくっていうことがここに記載があるので、それでも当然基づいて私どもは、ここに書かれているように、広く議論があれば考えは持っていま

す。そこは決してそこからも外れているものではないというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。そうするとその検討については、これから検討していくってというような考え方なのかどうか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。先ほど、私が申し上げた4年、5年度で、いわゆる新施設の整備に関する、施設そのものの基本計画というものをつくる中において詰めることがいっぱいあると思いますね。その中に、当然、まだ決定に至っていない部分ありますから、そういったものも今、予定でいくと10月末ぐらいかなということで進めています。その中に当然、議論としていくうちに1つの一定の結論が出てくれば必然的に、どういうかたちで新しい施設を考えるかっていうことにつながっていくと思うんです。議論に関しては、その過程にあるので、今、私が菊川市側の立場としてここで、僕の言葉で何かを申し上げるというよりも、そこはしっかりと組合が進めることとしては、組合議会なりの正式な場面であるとか、何らかの場面で、そこは問われたことに対してお答えをしていくんであれなのかなというふうには思います。

大変恐縮ですけど、今日、私どもが一番申し上げたいことは、今回、請願に、菊川市においてですよ、請願に上がっている内容について特にやっぱり、ここに至るまでの経緯と今現在、どのように方針に基づいてやっているかっていうことをしっかりと申し上げたいということ、それは聞かれることとしてお答えもしました。それ以上に、大変恐縮ですけど、それ以外の様子を今、いろいろ質疑を頂いてもやはり僕が今この場でお答えすることばかりがいいことじゃないので、ある程度、質疑の内容としてしては、菊川の請願の内容に沿ったやりとりでしていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。12番 織部光男議員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。当初の基本構想が出てきた産廃問題についてですけども、あのときに小野田教授という人物が関係していました。今現在、この小野田教授との掛川、この環境ギャラリーとの接点は今もあるのですか。

○委員長（小林博文君） 答えますか。いいですか。

○生活環境部長（鈴木和則君） 先ほど申し上げたとおりです。

以上です。

○委員長（小林博文君） ちょっと請願と外れてきていますので、請願の説明に対しての質疑をお願いいたします。ほかにございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。先ほど請願をもらった中で、この中で読まれているということで、タクマの話が出ているんですけど、タクマそのものは、この炉を建設したときから全てをタクマにお任せをしている。ですから継続するとなると全くタクマ以外に考えられないってこと中で、タクマからこういうお話が出たっていう話を聞かれていると思うんで、そうすると、やはりもし、どういうほうかちょっと分からないんですけども、タクマ以外のところでやることができないものの中で、タクマが2年で終わるってことになる、やはりそこが違うんじゃないかっていうことがこの中に書かれているんですけど、これも何も今のところ情報先ほど言ったように、ないってことでよろしいわけですね。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 正直、この署名簿を今日見させていただいて、そのところが事実であるとかないとかっていうのは全く僕も分かりかねます。

ただ、いろんなことをこれから考えていく中で、今やられている業者さんがいらっしゃって、そこに雇用されている方がいたりして、じゃ、特に地元の雇用であるとか、いろいろ考えることはあると思うんですね。

ですので、タクマさんがどうっていう直接的なお答えではないんですけども、当然、新しい施設ができるに向かって、今、行われていることがどのように変化していくかということについては、きちんと把握をして、やはり事前、事前で対応すべきこととか対応が必要ということはやっていかないと、どこかでやっぱり不具合が生じてくる。

それは今これなのか、ほかのことなのかすみません、分かりませんが、そういう必要性というのは感じています。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。再質疑ありますか。

いいですか。そのほか質疑。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。昨年の衛生施設組合の全協のときの質疑の中に、内田議員のほうから、この構想時に現施設延長は困難とされてきたと思うが、今後、現施設の延長は可能になったなど、基本構想の内容と異なる部分が出てきた場合は、それについて説明をされるのかということで、「策定の中でタクマに対してヒヤリングを行い、協議して

いくという予定、基本方針が策定された時点で説明をさせていただきたいと思っている」という答弁があったわけですが、やはり、今回2年で終わるとかいうお話は出てきているんですけど、計画立てている、もっと平行してタクマとも協議は同じように行われているということではないのでしょうか、平行して。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。すみません、正確にお答えすることではできませんので、今、倉部委員おっしゃられた8月の19日の日でしょうか。

○分科会長（小林博文君） これ9月の21日、組合の……。

○13番（倉部光世君） 組合の……。

○生活環境部長（鈴木和則君） 組合側の局長さん、そこは少しすみません、確認をさせていただかないといけないかなと。

○分科会長（小林博文君） 10月に前理事長全協で信任いただいた資料かと思います。

○13番（倉部光世君） 10月11日にもらった。

○生活環境部長（鈴木和則君） すみません、その現状について現段階では、すみません、ちょっと今現地で把握できていけませんので、そこはしっかりと確認させていただきます。

○分科会長（小林博文君） 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。あと、先日、焼却方式の選定委員会というのが設置されて2日に行われていると思うんですけども、新聞に報道はされていたんですが、こういう件とかホームページに載っているんですけども、我々に全然そういう情報が下りてきてないものですから、その辺は、こちらも行って聞いていけなきゃいけないんでしょうけれども、多少新しい事例が起きたときには報告していただくということを、こうして新聞見て知ったんでは、やはりちょっとまずいと思いますので、その辺ある程度基本構想決まったら報告ではなく、途中経過を報告していただける体制は取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。今、まさしくご意見いただいたとおりの部分は多分にあります。組合のほうで、この選定委員会ということを開催をして、今後にも予定をしておりますが、その第1回目の開催に当たって事前になすべきことと、そのところに少し私どもとしてももう少し事前の周知であったり、事後の組合議員さんへの報告であったり、少しこの形はよろしくないかなというところの思いを既に掛川市さんとも話をして、

組合のほうには掛川市さんのほうから伝わっていると思いますので。

1 回目はちょっと取り戻すことはできなくて大変申し訳ありませんが、2 回目以降についてはそのようなことのないようにしっかりと事前、事後の対応は、もちろん組合議員の皆さんも含め議会の皆さま、それから市民の皆さまにしっかりとお示しできるようにする予定です。第 1 回目の内容、形については大変申し訳ありませんでした。

○分科会長（小林博文君） 倉部委員。

○13 番（倉部光世君） 13 番 倉部です。この日にちが議会のある日にされているということで、傍聴もできないし、以前のような公開みたいな形ではなくなっていますので、やはりそういうところは配慮していただきたいと思いますが、今回、なぜこういう日にこうやって設定されたのか、ちょっと分かりかねますが、組合のほうで決めたので皆さんに聞いてもらいたい。参加されていますよね、菊川市の方も……。

○分科会長（小林博文君） 菊川市が参加しても……。

○13 番（倉部光世君） 委員の中に……。

○分科会長（小林博文君） 鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。この中で、選定委員会の委員構成をご存知ばかりではないと思いますが、両市の部長も選定委員に入っています。当日、私からすれば議会の開催日で、それも一般質問の日でしたので、もう出られる要素はない日でしたので終日、月曜日ですね、議会対応をしていましたので、私は欠になっています。

ただ、事務局のほうとしてそこにはしっかりと、委員として出ることはかないませんので、そこには同席をして状況については把握をしております。

そのことも含めて、少し私たち側からしても苦言を呈するというのは多分にありますので、そのことも含めて、また、しっかり申し上げると同時に、次回以降そのようないようにしていただくように努めてまいります。

以上です。

○分科会長（小林博文君） はい、ほかに何か。それでは、1 番 渥美委員。

○1 番（渥美嘉樹君） 1 番 渥美です。趣旨説明というのを新しく配っていただき、これでもこちら一つ一つ内容が結構重要なものだと思います。ちょっとそっちのほうに行っちゃったんですけども、この請願そのものについてなんですけども、請願そのものについては、検討委員会から上がってきたものであって同様の内容であって、この以上の 6 項目の提言というのを名実ともに提言どおり実行させていくことを求めますというような提言の内容なんで

すけども、これは当然、名実ともに提言どおり実行していきますよというような考え方なのかなという話だと思っていたんですけども、そういった考え方でいいのかという確認できればと思います。

○分科会長（小林博文君） はい、どうぞ。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。先ほど私のほうから時系列的に申し上げましたように、今の提言でいただいている内容については、昨年の7月に検討委員会から提出をされた検討結果という内容です。

その後、両市で議会運営委員会さんにも御覧いただき、市としてそれぞれ決定をして、組合のほうにも諮りながら組合の整備方針ということの決定もいただいています。

その上で、今、基本計画というのを作った中にも、いわゆる仕様書として整備方針をうたって進めていますので、そのとおりに今進めているということで、改めてお答えをさせていただきます。

○分科会長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 資料5、ちょっと資料5を見ていただきたいんですけども、部長のお話ですと予定どおり進んでいるということですけども、この資料5は昨年の4月24日に出されております。今はもう1年以上、1年2か月たっているんですか。そうしますと、この4番、今回の試算結果の深掘りという項目があります。

①現施設の南側への建設の可否を深掘りしなきゃいけないということが書かれています。

4番です。今回の試算結果の深掘りという、資料5の2……。

○13番（倉部光世君） 資料5の4。

○12番（織部光男君） そうです。資料5の4の、1年2か月たってこの建設の可否ということはどのくらい進んでいるのでしょうか。

○分科会長（小林博文君） 鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） ちょっと多分、今のご質問で、うまく大変恐縮ですけど何を聞かれていてというところが、もし分かるんであったらいけないんで、僕の解釈で少し説明させていただきます。

第2回目のときには、南側に可能かどうかという議論まで行っていないんですね。その時点で出された資料が4月24日ですね。ここでいわゆる南側の建設の可否ということが議論されたんですね、2回目のこの4月に検討委員会で。

それを踏まえて3回目の委員会のときに、先ほど言ったようにリサイクルプラザのところ

をもし取り除いて面積を取れば南側に建つことができる。そうすると追っ払って6年間稼働しなくて外部搬出を6年してというコストとは別に、稼働しながら建てる、いわゆる遷座みたいにして潰さないと作れないという最初の構想というか考え方ばかりではないことを、この2回目で一つ投げかけられたことのこれは総意志である。3回目でそれに対してお答えをしていて南側に可能ですよねという話が出てくる。そういう資料になるわけです。

○分科会長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今の回答ですと、南側の建設は可能だという判断をしたということですか。

○分科会長（小林博文君） 鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 検討委員会の中で、例えば全て整備する面積とかを持っていて、確定という意味ではないんですよ。方法論として120トンのおおよその大きさのものだったら建てられるという考え方が確認をされたので、その可能性として3回目にそのお話を出させていただいているということです。

やりますって言ったとか、決まったとかということではなくて、それまでは建て替えないとできないという議論をもう少し深掘りという意味で南側への建設で、例えば建て替えだと当時たしか令和13年が最短みたいに言っていたものが、近年はなかなか建築に時間かかります。それでも1年、2年前倒せるであるとかそういったメリットとか、そういったこととかいわゆる稼働しながら建てるということが出来るであるとか、そういういろんな可能性の中の一つとして話を出している。

南側というところがかなり現実的に可能であるという議論を検討委員会でしていただいて、最終的に最後の整備方針に至るには検討委員会の結論として南側というところに落としていただいているのは、そういう議論でいけるだろうというそういうことだと思っただけですね。その検討過程にある、すみません、書類ですので、この時点でどうということというのはちょっとないんですけど。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。その②を見ますと、現施設延命の可否ということも深掘りしなさいということで出ておりまして、今回は、仮に50億円という試算が出ておりますよね。これはタクマが仮にやっただとすると6年間で50億円がかかるというそういう理解ですよね、これは。その検討はされたんですか。タクマとの話合いが済んでいるんでしょう

か。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。整備に向けた具体的な話というのは、その時点ではこれ仮の試算ということで出されている数字ですので、まさしくこれがやらなければならないのは、今の施設を修繕しながらやるとしたら幾らかかるという話の詰めであるとか、それに比して外部に出す場合に幾らかかるというような、より精度の高い数字の手探りによっての今やるわけですね。

したがって、当時の検討委員会の中では仮の数字ということですので、全てこれが言った数字でこれどおりでとかそういうことではありませんので、一つ比較するに数字は出さないと比較できないので外部搬出とする場合には幾ら、直すと幾らと、それはその試算の一つということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。この深掘りを1年2か月たっていても、あまり今のお話ですと具体的にはなっていないように感じましたので、もう少しスピードアップを図ってやっていただきたいなと思います。

③に関しては、外部委託の処理をした場合、費用対効果の検討ということも入っております。この辺の外部委託業者については、過去、大栄環境というように名前も出ておりますけど、このほかにも業者とすれば幾つぐらい対象にされているんでしょうか。

○分科会長（小林博文君） ちょっと、請願のほうからの意見が外れておりますので戻していただけますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 部長の答えがこのとおりやっているという回答をいただいたものですから、私はそれに対して質問をしているんですよ。

○分科会長（小林博文君） 6項目についてやるかどうかという請願が出ておりまして、この4月時点の深掘りをやっているかどうかということについては、また別の話となりますので、ちょっと請願と外れてきますと、請願の趣旨の下で執行部側からの説明を求めていますので、その請願内容に沿った形の質疑をお願いいたします。

これは検討委員会の中でのまだ進めていく中の過程での時点ですので、この後に最終的な結果として6項目の提言書が出ております。そこについての今請願が出されておりますので、そこについての質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○12番（織部光男君） はい、いいです。

○分科会長（小林博文君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。それでは13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。基本の設計できたら報告みたいな話ですとか、そういうことは多いんですけど、やはり先ほどの選定委員会もそうなんですけど、途中経過が私たちも分からなければ、もちろん組合議会で決めるとは思いますが、途中、全部決まっていれば、「はい、決まりました」と言われたら、もう私たちの意見がなかなか入っていかないのであれば、やはり途中経過を言っていてそこの中に私たちも意見を言って、この委員会のほうに持って行っていただいたりとかいう形にさせていただかないと、多分、前回と同じように「決まりました」ポンと出てきて、もうほかのところは変えられませんかという形になってしまうのであれば、そういうところを皆さん心配されていると思うんですけども。

その途中経過というのはすごく大事で、菊川市議会として、じゃ、途中経過に対してどういう意見を言えるかというところもかかってくると思うんですけど、この辺は先ほどの選定委員会と同じになるかもしれませんけれども、途中経過の報告についてどうお考えかお願いします。

○分科会長（小林博文君） はい、答弁を求めます。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。一つずつ、例えば、こんなことを今決めていますよ、決まりましたので報告しますという方式のものもあれば、まさしく委員がおっしゃったように選定委員会そのものであれば、そこをしっかりとご案内をそれぞれに申し上げて見ていただける、その場そのものを見ていただくという必要性があると思いますので、一つ一つ全て報告というのもそのものを見ていただくようなこととか、しっかりとそれが事業にならないような形を取りながらやるように、改めてまた話もさせていただきますし、そこは最大限努めていきたいと思っています。

選定委員会については公開ということになっていると思いますが、その案内が弱いので、そこはもう本当に真摯に受け止めていただくしかありません。僕も少しそのところにもっと事前に行動できればよかったんですけど、そこは大変申し訳なく思うんです。

以後、このようなことないようにそう願います。

以上です。

○分科会長（小林博文君） そのほかありますか。

それでは今の件も含めて私のほうから念を押しというか、再確認になりますけども。

以前からこの件に関して、この件に問わず執行部側からこういう情報があるときには、必ず議会側に説明をして意思疎通を図るといふか意見交換を行うということを約束しております。

今までも実施されているという理解でいますが、今後も引き続きこの件について、事あるごとの説明というのは早速行っていきたいと思いますが、その辺については見解をお願いいたします。はい、生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。もちろん衛生施設組合に限らず複数の市で構成をしている組合あるいは市独自で行っていることも、全てにあらゆることにおいてそうだと思うんですけども、情報として適宜・適切にタイミングを逃さないようにしっかりと対応したいと思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

○分科会長（小林博文君） ああ、併せて市民の方にもお示しできるものは必ずお示ししていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、質疑のほうは終了いたします。お疲れさまでした。

説明のほうは終わりました。執行部の説明は終わります。ありがとうございます。

（セキコウ）をお願いします。

〔執行部退席〕

○委員長（小林博文君） それでは、ただいま請願者の方、それから請願への紹介議員、それから執行部側からの説明いただきました。

本請願について皆さまからご意見を伺いたいと思います。また、採択すべきものとなった場合には、執行部側に報告の方法についてもどういうふうに行っていくかについても検討していきたいと思います。その辺も含め、ご意見のある方は挙手の上、ご意見をお願いいたします。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。この請願書一回読んだだけで、執行部のほうに出したのか、私たちなのかということが分からなかったわけですけども、お話を聞いた上で議会としてのチェックをしっかりしていただきたいというお話であります。

本来、やるのは当たり前の話ではあるんですけども、今日、今の施行部の対応を見ると、やはり前回もそうでしたけれども報告が少し後手、後手になっているかなという感じは今日、私は感じております。

前回、ああいう形になって、こういう審議をしてきたのであれば、やはりもっと丁寧に議会はもちろん市民の皆さんにも透明性を持って審議の内容を伝えていくべきだと私は思いましたので、この文面のまま出し方は、私は、これは採択したいと思います。

○分科会長（小林博文君） そのほか皆さんからはどうでしょうか。5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 全体の流れで、結局こういう心配事が出てきたというのが、今の市民への説明が足りない。情報源もどうですかという疑問にあるようなことから上がってきている。それは皆さんの不安がいろんな情報を求めて確かなところもあるし、不確かなところもあって、そういうところへ対応せざるを得ないような状況があって、不信感が募っているということが原因でこういうことになっていると思います。

結局、やるにしてもやらないにしても、この示してあることをやっていくというのは最終結論で、それをいかに皆さんにご理解いただけるかというそういうことになるので、この採択、不採択というのは大変やるのが難しいなというように思うんですけども、皆さんどうでしょうか。

○分科会長（小林博文君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。議会に対する請願という形になると執行部は関係なしの話で、こここのところに対して受け止めるという、それ以上は何もないんですよね、実際。ちょっとそういうのを受けたことがないもので今、例えば採択した場合については、どこでこのことを運用していくのかというのがちょっと頭の中で整理できていないんですが、何か分かったら教えていただきたいと思います。

○分科会長（小林博文君） 落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 事務局です。この請願書を出していただいた後で、それからその後も請願者の方から請願先について意見等についての振り先について確認をさせていただきました。

まず一つは、まず出ているものが環境資源ギャラリーに関してのことなので、まずはいわゆる一部事務組合の環境資源ギャラリーのほうにこういった意見を出すものなのかということを確認して、それか、もしくは菊川市に対して出すものかということも確認して、そのところを確認させていただいたときには、今日いらっしゃいますけれども、請願者の今駒様からは、菊川市に対して出されるものだということでお話を伺いました。

今日ちょっと請願者の方から議会のほうにということをおっしゃられたので、ちょっとそこはちょっとどうなのかなと思ったんですけども、電話でお聞きしたときには、この請願先

の相手は菊川市ということで伺っております。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。市を巻き込むとなると、今言われた形は、確かに事前情報が非常に少なかったということはもちろん言わなきゃいけないと思うんですけど、請願で出されている項目が現在・現時点で計画書の中で基本的なものとして入れて、それを基に計画書を作っているということが回答で出てきた以上、そうするとこの請願をしながら、どこへどういう風に持っていくのか、今現時点でも多分、計画書にそのことが書かれていればもうその段階に変わるわけじゃないということが、ほぼ、今日確認ができたのかなと思いますけどね。

ただ、議会に出されたものであるなら、このことが確実であるかを確認してもらいたいということであれば、それはそれで僕はいいと思うんですけど、ただ、執行側にこのことを言っても、今言った話というのは基本設計に書かれたことと違ってことをやらへんかというような意見になってしまうのではないかと思いますけど、いかがですか。

○分科会長（小林博文君） ちょっと待ってください。一点、今流れを聞く中で、審議会でしたっけ……。

○13番（倉部光世君） 選定委員会。

○分科会長（小林博文君） 選定委員会の日程が、生活環境部長が委員になっているのにもかかわらず日程調整なしに、一般質問の日にされたということ自体が、多分、部長としてもどうしようもなかったというところは推察されるんですね。

そうすると、その時点で資料を求めてというところもあったのかもしれないんですが、その辺についてもやっぱり市としてもそうでしょうし、議会としても組合に対してしっかりしたそういう説明するところはあるべきだということでは必要なのかという感じはいたします。

あくまでも執行側から資料が遅れるというところは、今、ここで菊川市の職員側を責められないのかなという感覚はちょっと持ちましたけども、そこら辺も含めてちょっと感じたのはあります。やった審議会がある日というのも、もうちょっと調整するというのもあってしるべきという感じもしましたので、一点ちょっと感じたところがあります。はい、12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今の内田議員の質問というのは、やはり過去を見てないということだと思うんですよ。基本構想が出てきたときに組合議員もその真相も知ら

ない、もちろん一般議員は知らない。そういうことに対して「市政の見える化」は、菊川市議会ではそれでいいのかということ問いかけているんですよ。

ですから、このことがあって部分的に組合議会がいつでも議会に対して発言できるというようなことを決めましたけども、実際にはもっとそれを進めて、組合議会が行われたときには必ず全協なりで内容を説明すると、そういうことを期待されていると思うんですよ。

だからこれを守るということ、5項目を守るということについては、やはり議会としてしっかりしろと、組合議員は何をしていたんだということを過去のことから言っているわけですよ。ですから議会としては、これをどのようにして解決するかというところまで突き詰めていかないと、私はいけないじゃないかとそのように考えています。

○分科会長（小林博文君） すみません。私はちょうど切り替わりのときに組合議員をしておりましたので、基本構想の説明はありました。組合議員個々に、菊川市と組合議員のほうにも掛川市のほうにもあって、その説明の仕方としてこういう基本構想が出来上がりましたという説明でした。

こういうふうにしていきますというところではなくて、こういう構想ができて今進めていますという説明でその組合議員の任期が変わったものですから、そこで私切り替わったんですが、次の議員の方にはもう説明してありますということで組合側から話があったということをお伺いしていますので、その説明してあるということは構想についてこういうことができましたという説明は受けておりました。

その辺については議員が知らなかったということは言えないので説明は受けています。ただ、その方向性については、今日も議論をされるものと理解していたので、そこについては今あった経過をたどっているというのは事実関係だと思います。

別に組合から説明がなかったということは一切ありませんので、そこは間違いないようにお願いいたします。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。今回、この趣旨説明の部分がなかったので、ちょっとこちらの論点のほうにも触れてしまった部分があったんですけども、この請願書というのをそのまま素直に読みますと、検討委員会での提言書そのものですし、これを提言どおり実行していくということは当たり前のことではないかなと思ひまして、これを執行部も当然やっていきますよということで、当然やっていくというものなんですけども、逆にこれを採択するという理由も見つからないですし、これをしっかりと実行していくということを請願として採択するということは、それはそれで意味があることじゃないかなと思ひますので、その

まま不採択にする理由がないということで、自分はこれは採択すべきなんじゃないかなと自分も進めます。

○分科会長（小林博文君） そのほかどうでしょうか。10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） 10番 赤堀です。私もこの5項目は完全に守ってってもらいたいという思いであります。今日になって途中にほかの情報があるとかというのは別にして、これについて私は賛成したいと思います。

○分科会長（小林博文君） 今、賛成反対の意見も出ておりますが、ちょっと論点として、先ほど局長からもありました、どこに向かって、では訴えかけるかというところが大変重要になってまいります。もっと言えば市議会として今のところを問いかけられたのであるということであれば、市議会としてどうしていくか考えていかななくてはいけない。

それから市に訴えかけてくれということであれば、市にはそういう形での訴えというのは当然、出ているんですが、では市議会としての責任をどう思っているかというところも考えていかななくてはなりません。

そこら辺を踏まえて、はい、何かありますか。その辺を踏まえて今これから進める中で、今日いただいた資料というのはかなり事実関係というのを確認しないとなかなか難しい部分もあって、この辺は今の話の中ではどちらが正しいのか、こちらでは判断がつかない部分もあります。その辺がある中で進められるかどうかというのを……。すみません、局長。

○議会事務局長（落合和之君） 請願についての取扱いの流れについて、もう一度再確認をさせていただきます。請願が出されましたときに設置をさせていただいて、その審議をこの委員会と議会、それから委員会のほうで審議をしていただくことになります。

その後、その内容について採択すべきものか、採択すべきものを決させていただく答弁等を行って、その後、採択すべきものとなった場合については、それを請願者が出された意見提出先のほうに、この委員会としての意見を付してこの請願の内容についてお知らせするということになります。

その後に、議会議員が負う責任ということでございますけども、請願を採択した議会としては、その請願に出された内容を意見書として執行部なりほかのところもあるかと思うわけですが、今回は菊川市というふうにお聞きしていますので、そこに出した後に議会としては、その請願に出された内容、それを意見書として付した議会としてはその請願の内容がどういうふうに進められているかということを確認をしていくということが必要になってくるということで、それは決められた内容です。段取りとしてはそういう内容になっています。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 今のところでいくと6項目についてはやっていくということ、ちゃんと執行部側と組合側が基本方針として入れているということで進めているというのは、当然、議会として理解していると。先ほどから出ているとおり執行側とそういう事あるごとに意見交換を行うというところも約束されているというところであると。

議会側としては、今、請願出でている内容に沿って進めてきているというところもあります。ここであえてそこをどう出していくかというところが大変難しいかなと思います。その辺で……。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 確認なんですけども、この請願というのと、この請願の趣旨説明というのはひもづいているんですか、それとも独立しているものなのか、そこはもしひもづいているのであれば、また議論の余地があるんじゃないかなと思うんですけども、その請願としての趣旨説明と請願書単体で判断するのか、どういう考え方で行くのかなと。

○分科会長（小林博文君） 請願についての趣旨説明ですので、別と考えること自体が難しいのか。要は請願として出てきたものについて不明なもの分からない部分について説明を求める意味もあって、請願者の方にもご指摘いただきました。

あと執行側からの現状というのも確認しましたというところもありますので、その辺も踏まえて、当然この請願の内容の審査ということもありますので、その中でちょっと見えなかった部分が趣旨説明の中で出てきていますので、大変重要な部分として両方を同時に進めないとなかなか分けて考えるというところ成立しないかなと思っています。ほかにありますか。

1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） この内容で含めて。

○分科会長（小林博文君） 内容を含めてというかこの中に出てくるこの6項目について守ってくださいという請願なんですけど、それを市に出してくるということですが、守ってくださいということは何か守られていない事態があるのではないかとということを心配したんですが、それが今この趣旨説明の中に出てきていますので、先ほどの繰り返しになりますが、その趣旨説明で出てきた内容が本当なのか間違っているのかどうなのかというところが今の時点で、この段階で正確な情報が得られないんですよ、今あった言い分と言っては語弊がありますが。

執行側の言うことと、ある方の情報ということの事実関係を確認しないと、この趣旨説明に対することが正しくこの6項目が守られていないという意見としてあるのかというところ

は、もう一度精査しなければなかなかこの出てきた趣旨説明の中のものなんで、どうかというところを見ないと、この6項目が守られているかどうかという部分についても踏み込めなかなという気がします、その辺はどうお考えでしょうか、皆さんの意見があればお願いいたします。はい、13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。そもそもこれが出た理由がこれなわけですね。事実かどうかは私たちはまだ確認できておりませんが、少なくともこういう疑義が出るということは、やはり正確な情報が出ていないということです、それをしっかり今後、私たちがチェックをしてほしいということだと思いますので、全くこれが分からないので、これは請願を受け付けないという理由にはならないと私は思っています。

それを確認してほしいというところと、行政のほうでやっていますという今答弁はありましたけれども、やはりその伝達ができていないとかいろいろなところがあるわけですから、そこをしっかりとやっていただくためのこの請願、議会にとおっしゃっていたんですけど、そもそも菊川市にということを出ているのであれば、それを通して請願として市に上げれば私たちはチェックせざるを得ない、する責任がありますので、この内容を確認したりとかをこれからやっていけばいいと思いますので。

段取りとして何がいいのかちょっとあれですけど、この請願をきっちり6項目をしっかりと守るとして、プラスアルファ議会とか市民に情報をしっかりと共有してほしいというようなことで通していけば、私たちはその後しっかりと確認をやっていくことになるのではないかと私は個人的に思いますけど、在り方としてそれでいいのか。もともと最初のあれは市のほうにということを出していただいていたので、と私は考えますけど。

○分科会長（小林博文君） 15 内田委員。

○15番（内田 隆君） 先ほど局長が言ったように、市へたどり着かなくて議会で止まることもあり得るということでもいいんですか。議会に出されたものであるなら議会で止まる。議会がこういう請願を受けて自分たちのものとして共有していく。市へ持って行くとなると、今、委員長が言ったような書かれたことについて確認をしたのかしないのかということへどんどん広がっていくんですね。

ただ、請願の趣旨からいくと6項目がちゃんと守れるように、議会はちゃんと監視してもらいたいということであるなら議会で止まる話なので、あまりそのとおりの話かなと思いますけど、それが市へ向かってくるとなると、やっぱりまだ調べなきゃいけないことも出てくるんじゃないかなと思いますけどね。

○分科会長（小林博文君） 落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 先ほど段取りで申し上げたとおりでございまして、まずは請願を出された今駒様から改めて確認したときに、この請願の内容については、どこに受けましかということをお尋ねしました、電話でしたけれども。そのときに「少し待ってください」ということで折り返しのお電話をいただきまして、この請願に対しては市に対しての請願ということで、議会で取り扱ってくださいということを申し上げました。

それからもう一つの議会として受け止めるのかどうなのかということですが、この請願に関して最終的な意見として出すのは市の執行部に対して出すものになりますが、先ほど倉部議員もおっしゃっていただいたように、議会としてその意見書を出している以上は、議会としての今後の請願意見書を出したこの請願の内容についてやっているかというチェックをしていくということは必要になっているということでございます。

これが議会宛に出された、今日、先ほど今駒様が議会に対してチェックをとということをおっしゃっていただきましたが、それについては、これはあくまで自分の受け止め方ですけども、執行部に対して意見書を出した後に議会がチェックをしていくというところのことを指していたのではないかと、それは僕が思っていることですが、これはちょっと私的な見解かもしれませんが、そういう内容でという部分です。

段取りとしては、先ほど申し上げたように請願者の方には言われたところに対して、執行部に対して意見書を出していくというような内容で、これに対して議会は意見書を出した以上はチェックをしていくということが思われると思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。私は内田議員の発言には異議を唱えます。なぜならば、これが議会に出されたとしても、それを議会が可決すれば、議会は執行部の監視役です。この6項目が確実に実行されるかどうかというのは、議長を通じてやらなければならないことです。議会で終わりではないですよ。そういうふうに考えるべきだと私は思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） 請願に出る、出ないにかかわらず、こういう事業に関して議会として審査して調査するということは当然必要だと思うんです。そのことについて、この請願が出てきたということでは、議会としてもっとしっかりやれという意見だと思いますが、議会側としてはどっちへ出すかということではなくて、議会として受け止めたにしても当然やっ

ているし、仮にこの請願が採択となったとしても、このことは追求しているということは、議会としてはやっているという感覚を持ってやっていますので、その部分としては全然今議論するところではないのかなという気がします。

皆さん、審査についてどうこうところでは、執行部側についてこういうことがあったときには必ず説明を求めたりするということで審査を進めておくというところについては、同じ共通の認識を持っているという理解でいますので、繰り返しになりますけども、この趣旨と請願の内容を照らし合わせて、今の新たな事実関係を確認しなければならないことが出てきたときに、ここで採択して進めるのか、確認した事実関係を基にもう一度、請願として受け入れるべきかどうか考えるほうがいいのか、ちょっとその辺が判断になるところだと思うんですけども、その辺の考え方として、どういう考え方かということを皆さん、ちょっと伺いしていきます。どうでしょうか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。お互いに——先ほど言ったように具体的な名前が出た人まで含めて、我々も4年、5年の継続の中で設計協議のための委託の資料を見たわけでも何でもありますので、これ今、部長のほうから5項目が中心的な役割として入っていますよということを口頭で聞いただけのことで、やはりもし採択をする、しないをはっきりさせるなら、やっぱりこの確認をやはりして、我々は我々の確認をした後、結論を出すべきだと思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） そのほかどうでしょうか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。私は、これを採択した後に確認でも問題はないと。採択したからこそ、絶対に確認もしなければいけないですし、期日であってもなくても、それはこの6項目をしっかりと守っていただきたいというのは、そういうはっきりしない事実が出てきているところで皆さんは不安があるわけですから、これをしっかりと守るところをベースにして、その後、この内容についてはやっていけば別に問題はないと思うんですけど、違いますか。

○委員長（小林博文君） すいません、採択——ちょっと待ってください、反論せんかね。今この出てきた内容が正しいかどうかを確認しないと、先ほど言ったとおり、この趣旨説明を確認した上での採択になりますので、ここを確認せずに採択できるか、それを後からやるというところもあるんでしょうけども、この事実関係が出てきていること自体が問題ということとはどの議案に対して、例えばどの事業に対しても必ずこういう根も葉もないわさとか、

ある程度根拠のあるうわさとか分かんないんですが、うわさというのはいろいろ流れます、大きい事業に対しては余計なおさら。そういうところを一度確認しておかないと、内容をよく確認せずに審査を終了してよろしいのかどうかというところを今問いています。その辺はどうでしょうか。

この事実関係というのは、ある程度見た上で、それが今言った6項目に対して本当に守られていないのかというところにたどり着く部分がないと、私の考えとしては6項目がうまく進められていないので、念を押して進めてもらうように言ってほしいという内容と理解しておりますので、それが今の執行部側から特にそういう新しい事実はないので進めているという事実があれば、特にこちらからまた、そういう後ろを押すようなことはしなくても、前から言っているとおりでですね。道としては執行部側にもちゃんと説明を求めているし、向こうも意見交換をするという約束をしていただいていますので、その中で今新たな事実関係はないというところを聞いていますが。

これが今、これがもしこの事実関係が明らかになってくるようであれば、確かにこれは採択するときに関わってくる問題だと思いますので、その辺が、いや、これ質疑の内容は分かんないけど取りあえず採択して確認しようという段階なのか、事実関係を明らかにした中でこの請願の趣旨を理解して採択に入ったほうがいいような気がします。その辺の考え方はどうでしょうか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。この請願の趣旨説明について、この内容については確かに事実なのかどうかというのは検証しないと分かんないんですけども、ただ一方でこう思っていらっしゃる市民の方がいらっしゃるというのはやっぱり事実として、それが事実あるので、この成果の内容も特にあの当然のことを書いておりますので、当然のことを請願として採択することによって、不安を抱えている市民の方が安心できるのであれば、それは採択にする理由はないんじゃないかなと私は思います。

○委員長（小林博文君） いや、採択、不採択じゃなくて、審査できるかどうかということを問いています、その辺を確認してご意見頂きたい。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 請願の趣旨があって、6項目確実に守ってほしいということは過去の事実を見て言っていることなんですよね。ですから、決してこれおかしなことを言っているのでなくて、当然1,200万かけて出てきたものを守ってくださいと。請願に対して素直に私は考えればいいと思うんです。

執行部はこの請願のとおり今も進めていますという回答をもらったわけですね。だった

ら、そのままそれを議会としては見つめていきましょう、過去のような過ちを二度としないようにしましょうということではないでしょうか。

○委員長（小林博文君） 過去の過ちというのを説明していただけますか。

○１２番（織部光男君） ですから過去の過ちというのは、議員も、組合議員も議論に参加しないまま基本構想が出来上がったということです。今、先ほど委員長のほうから話があったとおり、交代のときで、こういうものができましたということは聞いたと。じゃ、それに議論に参加しているかということは全くなかったんじゃないんですか、あったんですか。

○委員長（小林博文君） 市が出す——組合がこれ出しますけど、基本構想の委託に関して議員側が意見を述べることは過去にも全然ありませんので、そのことについて議員が意見をどうこう言うということは、今までもないし、これからも当然して……

〔「はあ」と呼ぶ者あり〕

○１２番（織部光男君） それはおかしい。

○委員長（小林博文君） 委託ですよ。15番 内田委員。

○１５番（内田 隆君） 15番です。この炉が決まったというのは、先ほど委員長も言われたとおり改選のときの1月の幾日か、我々選挙やったときに全員協議会で決められたということとは変わったと聞きました。

ただ、細かいことはほとんど説明がなかったみたいなんですけど、大きな方針みたいな形は10月だか11月だかの全協の中で説明をしているみたいです、こういう方向の中でやっていきたいと。ただ、そのときには多分、今の1期生以外の人たちは皆さんお聞きになっているけど、そのときに気がついた人と気がつかなかった人といろいろあると思うんですよね。

ですから、全く何も情報なしであの人たちがどんどん進めたということではないと思います。ただ僕らも言って基本構想もうこれ確立してるというもので、でも何も数字、要するに比較数字も一つもないし、ただあの時点で言われたのは自分たちの出すお金をできるだけ小さくして産廃を入れたいというようなもので出来上がった関係で、その後いろんな議論が出たと思うんですけどね。ですから組合側とすると確かに説明不足だった分があるかもしれないですけど、菊川市議会も掛川市議会も何も言わずにやったということではないと思います。ただ、結果的に細かい説明をしなかったってことについては、それだけの問題があると思いますけどね。

ですから、過去に全くお互いの、菊川市の議会の声を何も言わずにどんどんどんどん決めちゃったという言い方はちょっと慎んだほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

以上です。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。西方の協定書があつて、それすらも反故にしているということに私は怒りを覚えます。

以上です。

○委員長（小林博文君） それについては見解が、回答が出ていますので、回答をごらんください。

この中で、今までの審議の中で採択に切つてよろしいでしょうか。先ほどからそれを確認しているんですが、よろしい……

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 今日一分一秒争うというものではないと思いますので、できたらこの会は結論出すのは、要するに継続させていただいて、本会議の中の継続になるか、それとも確認の中で本会議の中でできるかどうかもう一回やらなきゃいけないと思うんですけど、一応確認できる範疇で確認をしてから結論出しても遅くないんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） 5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 内容的に採択したい内容というのが基本にあるんですけども、趣旨説明を受けてそれを聞いた上での採択になるので、ちょっと疑問があつて、やっぱりこのタクマの話とかね、こういうのを受けて採択してしまったというのはちょっと引っかかるところがあるので、もし内田さんの言われるとおりに継続できるのであれば、この内容の変更というのはできていますか。この趣旨説明の内容の変更というのは。できているんじゃないの。

○委員長（小林博文君） 内容の変更は、説明を受けた内容ですね。

○5番（渡辺 修君） そうです。それをね……

○委員長（小林博文君） こちら事実関係を確認することはできますけど、内容の変更までは今頂いたものですので。倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。ただ、このままやっていくと10月にある程度説明しますという話が出てるわけですから、次の議会ですと、もう9月の終わりですよ。それでは私は遅いと思いますので、ここでしっかり受けておいて私たちとして今後の必要見守りながらやっていかないと。結局先ほどの話を聞いていると、部長も知らない日に何か駄目な

日程を組まれたりとかという事実があるわけですから、やはりそこをしっかりと菊川、意見が言えるような立場になっていただかないといけないと思いますし、我々もやはりこれは調べなきゃいけないと思いますけれども、これ持ち越して、じゃ調べて9月にという、その間ちょっと間が空いてしまうと私は思います。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 私もそういう考えでいますけどね、やはり23日の本会議で全体的なこの請願の間わなければならないわけですから、日程的にも非常に厳しいですしね、この委員会をもう一回開くというのは。ですから私はもう1時間半ですか1時間、1時からでしたか。かなりの時間を費やして議論しているわけですから、私は採択をしていただきたいと思います。

○委員長（小林博文君） 日程的にどうですか。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 大丈夫です。今の委員長のお話で、ここのところでまず内容として今日出された趣旨説明のところで、疑義があるところもあるので、引き続き継続の審査とするということ。

日程的にまず申し上げますと、この6月議会で最終的な本会議での表決をもらうに当たっては、もう一度この来週あたりでどこかを委員会をやっていただいて、そこで委員会での意見をまとめるということが必要になります。

それともう一つとしては、今6月定例会では継続審査ということで議会の最終日に本会議に報告して継続的に審査をするということで、継続審査であれば7月とか本会議以外のときでもできますので、その中でやるんですが、最終的な本会議での表決をして、そこでどうなるかということの結論になりますので、それは9月議会出します。9月議会の冒頭のあたりでやれるのかどうなのか、そこもそこまでに議会で結論が出ていればということになりますけれども、スケジュール的にはそういう形でいいということ。

6月議会で最終的に本会議での採決をするのであれば、もう一回来週あたりに委員会を開く。そこで委員会としての結論を取ると。でなければ継続審査として、今6月議会は継続審査として送って、その間に委員会を開いて委員会の意見をまとめて、9月議会のどこかで表決をしていただくというような形になるというスケジュールです。

以上です。

○委員長（小林博文君） もう一点ですね、疑問として出ている、建て替えの更地という話が出ているという事実関係について、これは確認することができるかどうか。今名前は最初は

伏せてほしいということでしたが、ある程度の方の頂いていますが、この辺の事実関係が確認できるかどうかというところもあります。

それから、今出ているタクマのかぎ括弧である言葉、この辺について何か確認は書面とかで問合せることがかなうのかどうか。その辺も含めるとどうでしょうか。この1番目の聞けるのかな。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 事務局です。事務局において調査をするということに関しては申し上げるのはできかねますという状況でしたとしか報告はできません。というのは、その内容について委員会の中で調査をするということであれば、その段取りをさせていただきますけれども、議会事務局が直接何か……

○委員長（小林博文君） そうじゃないです。

○議会事務局長（落合和之君） できるかどうか。

○委員長（小林博文君） 委員会として、例えば大げさに言えば、参考人招致としてその人を呼べるかどうか。

○議会事務局長（落合和之君） 失礼しました。

○委員長（小林博文君） はい。

○議会事務局長（落合和之君） 委員会でも審議の中で必要であれば、その方を呼んで内容を聞くということとはできます。その内容についてはもちろん百条委員会ではございませんが、その証言をしていただく、意見を言っていただく方については事実を言っていただくことが必要になってくるということです。その方がはっきりすれば、その方を呼ぶことはできます。

以上です。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今日行われました資料ですけども、趣旨説明というのはあくまでも請願書5の1に対して市民の考え、市政が見える会の方々が、こういったことの不安があつて話をしたことであつて、あくまでも請願の5の1をしっかり守ってくればそれでいいという趣旨だと私は思います。

○委員長（小林博文君） ん、5の1というのはどれですか。

○12番（織部光男君） あ、失礼しました、6項目ですね。

○委員長（小林博文君） 6項目。

○12番（織部光男君） うん。執行部とすれば1から5ということで6については、掛川、

菊川の問題だということで外しているようですけども、執行部はこのとおりやっているという話もありましたしね。これから採択した後でも、その確認はできるかと思いますので、私は日程的にも今日この場で採択をしていただきたいと希望します。

○委員長（小林博文君） 今のお話ですと。この趣旨はあくまでも外して、元のこの請願の内容として採択を取ってくれという形ですか。

○12番（織部光男君） そうです。

○委員長（小林博文君） そうすると、私ちょっとすいません、個人としての意見を言わせていただいてよろしいですか。

繰り返しになりますけども、この請願だけを見た段階では議会としては約束を取り交わしながら、執行部側の意見は事あるごとに変更がある事態で、また仮定であると知った時点で聞いていくということは約束をしていただきます。これは資源ギャラリーの一件が最初があった件のときに約束していただいて、そこで進んでいる状態であります。ある程度、議会側と執行部側の信頼関係の中でそこはやっていただけるというところを、私代表質問した中でも了解いただいていますので、そこは理解して進めているというところは議会側としても念をしているし、進めている状態だと思っています。

その中で今までこの事実を外して新しい成果としての報告事項が出てきていないので、今のところ何もこちらには説明がなかったということですね。先ほどありました選定委員会の件につきましても、先ほど言いましたとおり議会側にどうこうというよりも、菊川市側にある程度のこういう配慮みたいなのが、説明がないというところについては大変重要に重く受け止めておりますが、そのことについて議会として責任を追って確認しますというところではなくて、議会としては今までとおり進めていくということについて、特にあえてここで請願を受けて、そこでちゃんとしますということを出すのか。

いや、今までやってますということで確認が取れるのかということになると、私個人の意見としては請願を出す、出さないにかかわらず、採択される、させないにかかわらず、今までどおりちゃんと進めているというところはあると思いますが、その辺を見ると請願としてあえて受けて、念押しするというのが今言った、もう一回採択した場合の確認になりますか。どこへ、分かりました、議会として受け止めましたで終わるのか、それはもう今までやったことと変わりません。それと市にちゃんとやってくださいということを言うのか、それはもうやっているではないかという私の考えはありますが、この辺について考えるとどうでしょうか。この趣旨を外すと、そういう形では私は採択するのに大変疑問を持ちます、ど

うでしょうか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今の委員長の話というのは、請願の意味を理解していない発言にしか私には聞こえません。

○委員長（小林博文君） 私にはですね。

○12番（織部光男君） 請願というものは議会として法律的に決まっていることであって、市民のこれは政策の一つです。だから、それを議会で認めてくれということを言っているわけですから。

○委員長（小林博文君） それを審査するのが議会です。ただ、それを審査している中での意見を申し上げております。

○12番（織部光男君） だから、やらなくてもいいということでは全くないわけです。根本的に違うんです。

○委員長（小林博文君） 私の個人の意見です。議会の意見じゃなくて個人の意見です。

○12番（織部光男君） だから、私の考える請願に対する考え方というのはね、市民が希望する、いろんな意見がある、こうしてほしい、そういうものを議会が受け止める、そしてそれに似合ったことをやることを努力していくというのが議会の在り方だと、そういうことを私は思っております。

○委員長（小林博文君） 全く同感です。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。そうですね、この趣旨説明で私は一番重要だなと思ったところが、前段よりも一番下を書いてある、本当なのか信じていいのかというような不安を抱いてしまっている方が事実いらっしゃるという事実が、趣旨説明において一番大事な事実なんじゃないかなと思っております。

その上で、この請願書の内容も先ほど執行部も当然これは提言どおりやっていきますよとおっしゃったし、我々も当然やっていくと思いますし、みんなやっていくと思っているんですけども、ただ、やっぱり市民の方の中には、ちょっとこういういろんな経緯で不安になってしまっている方とかそこを疑ってしまう方がいらっしゃるというのは、これは事実なので、その信頼関係というのを構築していくことがやっぱり議会にとっても市政にとっても大事だと思いますので、この請願の内容自体もそんな全然全く当たり前のことを書いてありますのでね、これを、じゃ請願を採択してこれで当たり前のことを採択する、そんなに難しいことではないと思いますので、これを採択することでちょっと疑ってしまっている市民の方とか不安になっていらっしゃる市民の方を、信頼というのをまた築いていくという考え方も大事

じゃないかな。

かつ、今回の請願というのはそういうのが一番重要なテーマなんじゃないかなと思っており
ますので、私はこれはやはり採択するべきなんじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（小林博文君） 13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。やはりこれがなぜ出てきたかというところを考えれば、
環境資源ギャラリーと大きな事業であるからと言うところ、菊川市単独でできること
ではないというところが一番気にしていると思うんですね。組合議会でやっているからとい
うことで今まで結構それで言えないような状況も続いてきているわけですから、やはりそれ
なので市民の皆さんはしっかり本当にやってくれるのかという確約が欲しいということだと
私は思いますので。やはり議会としてやるのは当たり前なんで、もうやっているから行政も
やると言っているから、これはやることだから別にいいじゃないかという話ではないと私は
思いません。

ギャラリーで大きな事業であることと、今までの前の段階のやはり説明の仕方ですとか計
画のつくり方が、ほぼ市民の声とかも入らないままに進んでしまったというところに課題が
あると私は思っていますので、私はこれを否決する意味がないと思います。もうこれのまま
にするかはあれですけど、執行部にこの内容を出して私たちがしっかりチェックしますとい
うことは示すべきだと私は思います。

○委員長（小林博文君） 今の意見は、この請願が採択された場合は、市に何か意見書を出す
という考えということでしょうか。

○13番（倉部光世君） もともと——あ、すいません、局長が受けたときは市に出す請願だ
ということで出てきているのであれば、それを出した上で私たちは実行していけばいいと思
います。

○委員長（小林博文君） 今日の説明の中では議会に出しているという理解もありましたので、
議会に出されるということは議会として重く受け止めるという時点でとどまってしまうとい
う可能性もあり得るわけですね。

○13番（倉部光世君） もともとが市ということでしたので。

○委員長（小林博文君） その辺の事実関係もちっとよく分からなくなっているもんですか
らね、その辺も議会としてはその……

〔「どっちが」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 受けたときに、受け止めるだけで終わってしまう可能性もなきにしてもあらずなわけなんですよ。そういう方法をどう捉えるか、どこに出しているかというところをますますはっきりさせないと、なかなかこの請願に対してどういう方向を持っていくかというところの結論までなかなかいかないのか。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） ちょっと審議中の最中ですが、今同報が鳴っております。内容は、今夜から大雨が予想されるということで十分注意をしてくださいという内容になっておりますので、それだけちょっと確認をさせていただきます。

以上です。

○委員長（小林博文君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。先ほど今日結論出さなくてもというのは僕は、確認する時間はできたら6月にはっきりしたほうがいいということは誰も思っている話なので、先ほど言った設計図書の仕様書とか、それとか一つは先ほどちょっと聞いた中で、このいろんなものをやってるのは一部事務組合が中心になって物事をつくっているんですよ。ですから、その所長が言ったってことについては非常に僕も懸念をしている部分があるもので、なので、このときの話がどんなことだったのかということをやっぱり確認をしてやらないと。

それで、もう一つ宛先として菊川市もそうですし、一部事務組合のところではほとんど事務をやっている以上は、やっぱり一組のところはどうか掲げたらいいかというようなことにも達するものが出てくると思うんですよ。

ですから、その辺のことを考えると少し、今確認できるところまでは確認をして、とにかく6月23日には何とかしたいということの中で、できるだけ日程を組み立ててもらえればありがたいと思いますけど。

以上です。

○委員長（小林博文君） 日程を取れるか、取れないかというところもあるんですけど。

〔「採択したい、これは当たり前の部分でね、強く言いたい部分」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○委員長（小林博文君） 落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 日程的なことを申し上げます。今6月定例会の今予定している本会議の最終日が6月23日になりますが、それ以前に委員会をまた改めて開くとなると、来週のどこかもしくは19ぐらいまでが手いっぱい、その後、委員長報告とかも必要になっ

てきますので、今言ったあたりの日程かなというところで。

もうちょっと申し上げますと、19日に教育福祉委員会のほうが予定されていますので、そのところを議題として改めてやるということになります。ただし、先ほど言われたように、この趣旨説明であった内容を確認するために、その当事者等と呼ぶ等、その日程が確実にそこで取れるかどうかちょっと今の時点では分かりません。

以上です。

〔発言する者あり〕

○委員長（小林博文君） 今の件を踏まえて私も、数名の委員の方がこの趣旨説明についての事実関係を確認すべきという意見もございます。それをせずとも採択すべきという意見もございます。

○議会事務局長（落合和之君） 傍聴になるので、意見はできませんので。

○委員長（小林博文君） こちらでは、なかなかここで議論してもすみませんので、今回まず採択するか、今回するかね、今の継続で、もう一度調査を行うべきかというところについて、ある程度議論を交わしてそこをまず決定したいと思います。それでよろしいでしょうか。よろしいですか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 確認なんですけど、まず何の事実を確認をするのかということ整理をしてほしいのと、その事実が確認できなかったら確認できたら採決して、確認できなかったら採決しない、そういう考え方なのか。どこの部分の事実を確認するのかというの。

○委員長（小林博文君） 今の大変何回も議論を交わしています。どうなんだろうかね、2ページ目にありますですね。「しかし、これからが問題です」というところ。南側に建てる予定のが更地化して建て替えるということが情報として出ていると、これが事実かどうか。それからもう一つ、その下にあります。タクマが従業員の話の中で、あと2年で終わるかから足りないからとやめていつている人が増えている、これがそういう事実があるかどうかというところだと思っています。

これをどうかというところを確認しないと、なかなか請願書のほうが守られていないんじゃないかという疑念のほうに達しないんで調べてほしいというのが私の考え方としての意見です。だからそこで、事実が確認できなかったときに、する、しないではなくて、そこが本当に事実があったのかどうかというところの結論になると思いますのでそこが判断の内容になる。だから、する、しないも含めて、事実関係というのは一度は確認する必要があるかなという考えでいます。

ちょっと待ってください、今、渥美委員の話。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） そうすると、この事実だったか事実でなかったかと、判断が非常に難しい問題になって結構、なってくるんじゃないかなと。

○委員長（小林博文君） 確実な事実があれば、そこは重要な項目として出てくるんですが、ある程度の事実関係というのは確実性がないと、このことが正しいと言えないという結論になる。要は、この話が出てきた時点で、その事実を正確だという根拠を示していただかないと、この内容が正しいものか判断できない。

そうすると、さっき言った6目について守られていないんじゃないかという疑念は発生してこないという結論になると——私の考えですよ。いうことになると、この請願というのは特に今までどおり実行されている内容として何ら問題なく進められている中では、あえて受ける必要はないのかなという考えになってしまうので、今のこの事実関係というのが非常に重要なことになってくると思います、というところを言っています。

○1番（渥美嘉樹君） そうすると、あることを証明するのは、例えば1個ものがあつたら、これ出ますよと証明簡単なんですけど、これがこういう話がなかったですよと、こう……

○委員長（小林博文君） 逆ですよ。なかったかもしれないことを、あるということがあつたら、それはあるということを証明しなければいけない。あるのであれば、必ずどこかに事実が確認されるはずだから、事実というのは出てくる。だから、今まで皆さん一人も聞いたことがないことが今出てきた中で、それが事実だということをやっぱり証明していただかないと、この内容を事実と理解できないというのが私の考えです。5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。これ事実かどうかというのも重要ですし、もし調べて、事実じゃないよということになったら採決しないかというのはそうじゃないし、もし自分の考え的にはこれやるべきだと思っているのと。これはどうかというのは調べないかなとは思いますが、例え事実じゃない、うわさ話だったよということがあっても、こちらに賛成したいという気持ちがあるということなんですけど。これで採択してしまつて、議事録から見て、こういう本当かうそか分からないところを受けて採択したと言われるのがちょっといいのかなという、そういう疑問もあります。

だから、これが駄目だということになつても——駄目じゃない、事実じゃないよと言っても、多分僕はこれを採択その後の採決で賛成するんじゃないかなと思うんですよ。ただし、この一連の議事で、こういう内容を受けて採択したと言われるのが、ちょっとここにいる委員として不安である。それだけで気持ちとしては、これはうちの議会がさっきの一般質問

の日にぶつけられたというのもあって、よくないことだし、何としても意見を言っていきたいので、これを前面に出していきたいので、いいことだとは思っていますけども、ちょっと引っかかる部分があると、そういうことです。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今日の趣旨説明では、ここの言葉はそういう疑義があるという疑いがあるということを言っているわけですよ。それが——疑義があります、ここ書いてあるんですよ、2ページ目の下から5行目ぐらいに。そういうことが生じているから、このとおりやってくださいということが請願の趣旨です。5の1です。

委員長が言うように、請願を受ける必要がない、意味がないというのは私は全く違うと。法的に請願を通すということがどれだけの価値があるかということなんですよ。そういったことで、私はもう採決をするべきだと思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） もう一回、すいません。疑義があるというところでした。

〔「2ページ目の下から6行目か」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。2枚目の下から5、「そういう疑義が生じたことで既に市政の透明度は大きく損なわれていると言えます」というふうに書いてあると織部委員はおっしゃっています。よろしいですか。

私も、これが事実か事実じゃないか調べることは必要だとは思いますが、では事実じゃなかったからこの請願を通さないでいいかと言うと、そうではないと思いますので、ここでも後でも何ら問題はないかと思うんです。

○委員長（小林博文君） という意見と、私のこの事実を確認できないと採決判断できない意見というところがあるもんですから、今、今日しますかという確認をしております。

〔「そのとおりでええんやろうな」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） その辺は渡辺委員も同じだと思うんです。最後の採択する、しないという以前に、事実関係が必要だということですよね。渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） ただ、それがこういう文面に出てきたら、それはどうでしょうというのがあるんだけど、こういうことを不安に思っとうわさが流れることというのがよくないことだから、そういう意味で採択するというのは。

だから、例えこれが事実じゃなかったよと思っても、分かっても多分賛成するのではない

かというような気持ちはあるんですけど。

〔発言する者あり〕

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。もう2時間15分たっていますので、結論出しましょうよ。採択するかしないか多数決で決めて、多ければ採択しましょう。否決でも可決でも委員会として答えを出すべきです。23日の本会議でそれを発表していただければ、それでいいと思います。

○委員長（小林博文君） 23日の会議、これから決めますけど。じゃ、採決してよろしいですか。採決でされない場合には、あれで……

○12番（織部光男君） ええ、採決でよろしいです。

○委員長（小林博文君） 23日の前になります。

本日、この時点で採決するというところに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小林博文君） それでは、4対3ということになりますか。採決しない、僕は入れないですね。ということですので、本日この請願について採決を取ります。

この内容について、もう一度確認しておきますが、事実関係を踏まえるかどうかはまた別にして、この請願の内容について皆さんのほうで採択をします。これもし通った場合には今後どうすべきかというところもありますが、先ほどこちと疑問となっております、どこに出されたかというところもう一度最後に確認をする必要がありますので、そこも含めて。いいですか。

○議会事務局長（落合和之君） 今ここで請願者がいますので……

〔「確認してもらえばいい」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（落合和之君） 委員長が許可すれば、できます。

○委員長（小林博文君） じゃ、すいません。この件が局長が先ほど受け取ったときの回答と、ここでの請願者の方の回答が差異がありましたので、すみません、私、委員長からもう一回、請願者本人にこの請願の最終文ですね、以上6項目の提言を名実ともに提言どおり実行させることというのは、これはどちらに向けてどこに向けて言われているのかということをお願いいたします。

○請願者（今駒泰之君） 市長へ向けて意見を出していただく。

○委員長（小林博文君） 市長ですか。

○請願者（今駒泰之君） はい。菊川市です。

〔「菊川市じゃなくて菊川市長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） こちらを市長へ請願していただくよう求めるという請願内容だそうです。

このことについて、では、いいですか。もう採択しちゃっていいか。市長に求めるということでもいいですね。はい。

それでは、一通りご意見が出されたようですので採決したいと思います。

請願5－1 環境資源ギャラリーに関する、新廃棄物処理施設整備検討委員会の6項目の提言を、名実ともに提言通り実行させることを求める請願書を採択すべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小林博文君） 挙手全員です。よって、本案は採択するものと決しました。

ただいま採択すべきものと決したため、執行部への報告について協議したいと思います。菊川市議会として採択すべきものとしたときには、執行部へ報告することとなりますが、先ほど局長からもあります。今のこの議会の内容、それから請願書の項目について上げて市長のほうへ6つを実行させることを求めるという形で出すという方向でよろしいでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは……

○議会事務局長（落合和之君） 最後にもう一度確認をさせていただきます。

○委員長（小林博文君） 落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 今、委員会の中では採択ということになりました。これを本会議の中でもう一度採決をしていただきまして、そこで本会議におきましても採決になった場合には、今委員長が読まれたように請願のとおり市に対して、市長もおっしゃいました市に対しての意見書の提出ということになります。

段階につきましては、以上でございます。

○委員長（小林博文君） そのとおりです。委員長報告として採択すべきものとして報告し、本会議にて採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長（小林博文君） 以上で、請願5－1 環境資源ギャラリーに関する、新廃棄物処理

施設整備検討委員会の6項目の提言を、名実ともに提言通り実行させることを求める請願書の審査を終了いたします。

休憩したほうがいいですね。3時半まで休憩いたします。続いて陳情審査を行いますので。

休憩 午後 3時16分